



高浜市自転車用ヘルメット購入費補助制度について

高浜市では、高浜市内在住の 7 歳以上 18 歳以下（小学生・中学生・高校生等）および 65 歳以上の方が着用する自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助する制度を実施しています。

補助の対象者や条件

補助の対象者は下記表のとおりです。

	ヘルメットの使用者	補助金の申請者
7 歳以上～18 歳以下の方	本人	保護者
65 歳以上の方	本人	本人

条件：申請者が市税を滞納していないことが補助の条件となります。

※申請年度末に 7 歳以上 18 歳以下および 65 歳以上となる方であれば、申請時に 6 歳や 64 歳でも申請が可能です。

補助の対象となるヘルメット

申請年度に購入した新品の自転車用ヘルメットのうち、下記マークが表示されている安全性の認証を受けたもの

SG マーク	J C F マーク	CE マーク (EN1078)	GS マーク	CPSC マーク
--------	-----------	--------------------	--------	----------

※上記安全認証マークがついてないものは対象外となります。

補助金額

購入金額の 2 分の 1（上限 2,000 円・10 円未満切捨て）

※ポイントを使用した場合、ポイント差引後の金額が補助の対象となります。

※ヘルメット使用者 1 人につき 1 個までの補助となります。



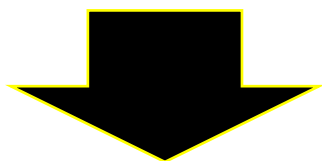
申請手続きに必要なもの（関係書類等）

次の関係書類等をご持参のうえ、市役所本庁舎 2 階防災防犯グループ（21 番の窓口）で申請の手続きをしてください。（代理申請の場合は身分証のご提示をお願いします）

- ・領収書（申請者または使用者の氏名、商品の購入日、金額、購入した店舗等が確認できるもの）
- ・ヘルメットのメーカー及び品名がわかるもの（商品仕様書や外箱等）
- ・ヘルメットの使用者と申請者の身分証明書（健康保険証等）
- ・印鑑（認印可 ゴム印不可）
- ・申請者（使用者が 7 歳～18 歳の方については保護者の方）の口座情報が分かるもの（通帳等）

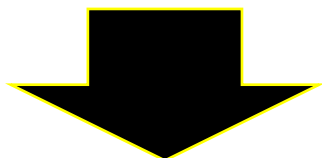
補助金の申請から交付までの流れ

①自転車用ヘルメットを販売店で購入し、領収書を受領してください。インターネットで購入されたものでも、領収書があれば対象となります。



②購入された年度の末日までに、下記関係書類等を持って、市役所 2 階 2 1 番窓口（防災防犯グループ）までお越しいただき申請書類を記入します。

- ・ 領収書
- ・ ヘルメットのメーカー及び品名がわかるもの
- ・ ヘルメットの使用者と申請者の身分証明書
- ・ 印鑑
- ・ 申請者の口座情報



③申請内容を市が確認した後、市から交付決定通知が届きます。その後、補助金が指定口座に振り込まれます。

※現金による交付はできません

◇問合せ先◇

高浜市役所 防災防犯グループ 交通安全担当

☎ 0566-95-9536

窓口対応時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

（年末年始、祝日を除く）